

29
平成~~30~~年度

京都障害者スポーツ指導者協議会

通 常 総 会

日 時 平成30年6月9日

総 会 午後1時30分～2時

トーク 午後2時30分～4時

場 所 京都市障害者スポーツセンター

京都障害者スポーツ指導者協議会

総 会 次 第

第一部 通常総会

- 1 会長挨拶
- 2 議長選出
- 3 議事
 - (1) 1号議案 平成29年度行事報告
平成29年度決算報告・監査報告
 - (2) 2号議案 平成30年度事業計画（案）
平成30年度予算（案）
 - (3) その他
(休 憩)

第二部 トーク

司 会 渡邊 昭義氏
進 行 芝田 徳造氏

ごあいさつ

京都障害者スポーツ指導者協議会
会 長 芝 田 徳 造

平素は、障害者のスポーツ活動に、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

前年度は京都を会場に、中級障がい者スポーツ指導員養成講習会を開催して、京都市障害者スポーツセンター、京都障害者スポーツ振興会の三者の共催体制を作り京都の障害者スポーツの発展に微力ながら寄与できたと思います。

中級障がい者スポーツ指導員養成講習会では、京都近隣の大学とも連携し、講師の先生方の専門性の高い講義や実技を通じて初級をお持ちの皆様のレベルアップを図り、京都全体の指導力の向上へと繋げてまいりました

今後は、広報活動や協議会のホームページの充実をはかり、指導員の皆様が、必要な情報を必要な時に自由に閲覧できる環境を整備して、活動の指針となるように努力をいたします。

また、活動の場の紹介や、京都府内の各スポーツクラブの案内など、各種団体との連携の強化をはかり、指導員の皆様方の活動がより充実できるように努力をいたしたいと存じます。

平成29年度事業報告

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・講習会・実行委員会 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・講習会・決定通知発送 ・講習会・実行委員会理事会
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・講習会・事業申請最終確認 ・講習会・実行委員会 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・広報の発行 ・養成講習会（1期）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・6月17日 総会 ・記念講演 森田美千代氏 「私とシンクロ」 ・講習会・開催のお知らせ開始 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・養成講習会（2期）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・養成講習会（3期） ・講習会・実行委員会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・講習会・申し込み開始 ・講習会・実行委員会 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・講習会・実行委員会理事会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会 ・近畿ブロック連絡協議会 ・講習会・申し込み締め切り 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会

平成29年度事業報告

1 中級障がい者スポーツ指導員養成講習会について

3年来の目標であった「中級障がい者スポーツ指導員養成講習会」の京都での開催が実現した。

（1）準備段階でのまとめ

- ア 京都障害者スポーツ振興会、京都障害者スポーツ協会、京都障害者スポーツ指導者協議会の三者による開催が方向として整えられた。
- イ 総務のメンバーの決定と役割分担の明確化ができ、開催の目処が立った。
- ウ スポーツセンターや振興会のスタッフとの協力関係が図れた。
- エ 日本障害者スポーツ協会に申請
- オ 進行計画と会場の目処が立った。

（2）会場の押さえと講師の確保

ア 講師の確保

京都で実際に活動されている人を中心に候補を挙げ、講師に連絡を取る中で講師選定と同時進行で日程・会場の決定を行った（主な協力校等：立命館大学・京都学園大学・京都府立医科大学・京都市スポーツセンター・京都障害者スポーツ振興会等）。

- イ 確保できない講師については、京都府障害者支援課へ講師派遣依頼を行った。
- ウ 協議会理事の紹介で決定した講師もあった。
- エ 日程や枠の調整では、外部講師の日程を優先して編成会議を行い編成していった。
- オ 会場確保においては、ミスもあり確保に手間取った。

(3) 参加者の募集

- ア スポーツセンター、協議会近畿ブロック、理事等の協力のもと短期間で募集し、14名の参加者が確保できた。当初の予定の30名には満たなかったが、土・日・祝日の開催であり、参加者の都合・ニーズに合った日程で相当の人数が確保できた。
- イ 京都の参加者を中心に、大阪・滋賀・愛知・静岡など関西一円からの参加者が確保できた。

(4) 講習会について

- ア 内容については、京都の活動の特色や、独自の活動についても理解が深まり、参加者には好印象であった。
- イ 個々の講義内容についても、わかりやすく参加してよかったとの声が多く聞かれた。
- ウ 講師の都合で講義内容の入れ替えや予定外の時間帯に変更した講義があり、参加者には、負担を強いたが了解も得る中で日程が組まれた。
- エ 電動車いす使用の麻痺の方の参加があり、毎回の講義に援助者をつけて受講していただくことができた。
- オ 講義ごとの担当者が講師紹介などの責任を負うことにしていたが、講師に自己紹介していただくこともあり、参加スタッフで運営することができた。

(5) 全体を通して

- ア 2年間の準備を通じて、実現させるのに必要なことなどが明らかになり、三者の協力体制が実現し、成功に導くことができた。
- イ 協議会自体が単独で主催者になれないことや、補助金の申請など、やってみて初めて分かることも多々あり、協議会自体も勉強になった。
- ウ 丸投げ方式(京都で行うことのみ決めて、詳細な計画は日スポ協で行う方法)で行わず補助金の交付を受けて行う方法で行ったが、計画実務と講師決定・参加者募集を同時進行で行い、成功できたのは理事の皆さん、関係諸団体の皆さんの努力のおかげである。
- エ 各団体・京都を核とした講師各位・行政等、様々な繋がりができ、今後の協議会の財産となった。

(6) 今後の課題

- ア 再び講習会を実施するかどうかは未定であるが、当協議会で再び実施するとなれば負担も相当である。
- イ 一人でも多くの指導者が誕生し、活動が広がることを目標に、今後も検討を重ねたい。

2 総会及び記念講演について

6月17日に京都市障害者スポーツセンターにて総会を開催した。

- 出席者は多いとは言えなかったが、事業報告、会計報告、事業計画・予算案、役員選出について出席者全員から賛同を得ることができた。
- 記念公演は日本障害者シンクロナイズドスイミング協会会長の森田美千代氏にお話しいただいた。シンクロの効果やご自身のシンクロの取り組みについて写真や映像も使用しながら説明していただき、非常によく分かる内容であった。

平成29年度収支決算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

京都障害者スポーツ指導者協議会

収入の部

単位：円

項目	摘要	予算額	決算額
繰越金	平成28年度繰越金	1,484,891	1,484,891
補助金	平成29年度補助金 @800×365名分	280,000	292,000
年会費		0	0
寄付金		1,000	0
雑収入	平成29年度銀行利息	300	13
合計		1,766,191	1,776,904

支出の部

単位：円

項目	摘要	予算額	決算額
諸謝金	講演会講師謝礼	100,000	10,000
旅費	連絡協議会総会	100,000	37,420
通信費	案内用封書発送、総会資料送付代	100,000	59,328
印刷費	会議資料、総会資料、案内文印刷、インク代	20,000	8,150
会議費	講師水代	50,000	100
補助費	活動補助費	100,000	10,000
需要費	賛助会費	150,000	50,000
雑費	事務用品等消耗品	20,000	4,874
予備費		1,126,191	0
合計		1,766,191	179,872


※ 収入 1,776,904 円 - 支出 179,872 円 = 1,597,032 円(次年度繰越)

※ 別途定期預金 2,500,000円

監査報告

京都障害者スポーツ指導者協議会平成29年度収支決算について、
適正に処理されておりましたのでご報告いたします。

平成30年4月25日

会計 喜賀由佳 

監事 伊藤句美代 

平成30年度事業計画（案）

4月	・理事会	10月	・理事会 ・広報の発行
5月	・理事会	11月	・理事会
6月	・6月9日 総会 ・全員トーク会 「京都の障害者スポーツのあり方」	12月	・理事会
7月	・理事会	1月	・理事会
8月	・理事会	2月	・理事会
9月	・理事会 ・近畿ブロック連絡協議会	3月	・理事会 ・広報の発行

平成30年度事業計画の重点

- 1 組織の維持・強化と整備（各担当の明確化と担当会の実施）
 - （1）記念講演・研修会の成功
 - （2）会員の交流を深める
 - （3）指導者の活動援助
 - （4）近畿ブロック・全国協議会との連携強化
 - （5）京都障害者スポーツ振興会や京都の各種団体との連携強化
 - （6）組織の維持拡大のための取り組み強化、特に新会員の活動の援助
 - （7）広報活動の充実

平成30年度収支予算書(案)

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

収入の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
繰越金	1,597,032	H29年度繰越金
補助金	280,000	H30年度補助金 800円×350名分
年会費	0	登録者外会員 1,000円
寄付金	0	個人寄付等
雑収入	10	銀行利息
合 計	1,877,042	

支出の部

単位：円

項 目	金 額	摘 要
諸謝金	70,000	講師謝礼等
旅 費	70,000	交通費, 宿泊費等
通信費	150,000	各種連絡、資料等送料
印刷費	50,000	会議等配布資料、インク代
会議費	150,000	総会・理事会・事務局会議等
補助費	100,000	日スポ協等研修参加補助、活動補助等
需要費	100,000	備品等整備、賛助会費等
雑 費	20,000	事務用品等消耗品
予備費	1,167,042	
合 計	1,877,042	

平成30年度役員名簿

役 職	氏 名	担 当
-----	-----	-----

会 長	渡 邊 昭 義	
理 事 長	太 田 修 司	
理 事	浅 尾 雅 子	
理 事	江 川 達 郎	広 報
理 事	喜 賀 由 佳	会 計
理 事	小 松 雅 之	
理 事	佐 倉 康 彦	事 務 局
理 事	中 村 芳 道	研 修
理 事	藤 田 邦 雄	
理 事	古 川 沙 夜	広 報
理 事	山 中 昭 治 郎	
理 事	渡 邊 彰	
監 査 役	伊 藤 句 美 代	

京都障害者スポーツ指導者協議会会則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 本会は、障害者スポーツに関わる指導者が連帯して資質の向上に努めるとともに、障害のある人々のスポーツ活動に対する支援・協力を図ることにより、京都障害者スポーツ振興会等の障害者スポーツ団体の事業推進と、京都地域における障害のある人々のスポーツ活動の普及・振興と健康の増進に寄与することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、京都障害者スポーツ指導者協議会（以下「協議会」という。）と称する、
(事務局)

第3条 本会の、事務を円滑に処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、京都障害者スポーツ振興会内に置くものとする。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 障害者スポーツの普及・啓発ならびに情報の提供に関すること。
- (2) 指導者の資質向上のための調査・研究ならびに研修に関すること。
- (3) 京都障害者スポーツ振興会との連絡を密にし、相互の事業への協力および支援活動に関すること。
- (4) 障害者スポーツ競技団体（協会・クラブ等）・前記（3）以外の障害者スポーツ団体の育成およびその活動支援に関すること。
- (5) 地域における障害者スポーツ活動の指導およびその支援に関すること。
- (6) 指導者の連携強化のための親睦的行事の実施に関すること。
- (7) 近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会との提携およびその協力に関すること
- (8) その他、協議会の目的達成のために必要とする事業。

第二章 会員構成および役員を選任と職務

(会員構成)

第5条 本会は、原則として京都府内において居住し、活動する（勤務地のみであっても希望により可）「NPO 法人日本障害者スポーツ指導者協議会に公認障害者スポーツ指導者として登録をしている者および京都障害者スポーツ振興会等障害者スポーツ団体に所属する指導者等で、協議会の目的に賛同する者をもって組織を構成する。

(役員を選任)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	理事	若干名	顧問	若干名
副会長	2名	事務局長	1名		
理事長	1名	監事	2名		

2 会長は、総会において会員の推挙により選任する。

3 副会長は、会長が委嘱する。

4 理事は、会員の中から会長が委嘱する。

5 理事長は、理事の中から互選により選出し、会長が委嘱する。

6 事務局長は、理事の中から会長が委嘱する。

7 監事は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。

8 顧問は、総会において会員の推挙により選任し、会長が委嘱する。

近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会等の役員であった者は、前項の規定に拘らず顧問とする。

(役員任期)

第7条 役員任期は、顧問を除き2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員任期中に辞任等があった場合、新役員任期は前任者の残りの期間とする。

(役員職務)

- 第8条 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長が指名した代理者が、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、理事会を開催し、会務の執行を指導する。また、会務の執行に必要な事務等の分担について理事を指名することができる。
 - 4 理事は、理事長の指導により会務を執行する。また、会計担当の他、その他、会務の執行に必要な事務等を分担する。
 - 5 監事は、本会の事業ならびに会計処理に関し、毎年度監査する。
 - 6 顧問は、会務の執行にあたり、会長および理事会より意見を求められた時、適切な指導・助言を行う。
 - 7 事務局長は、理事長の指導により会務にかかる事務の処理を行う。

第三章 会議および各種専門部会・地域別組織

(会議)

- 第9条 本会の会議は、総会、理事会、事務局会議とする。
- 2 総会は、年1回、会長が招集し、議長は、会員の中から選出し、協議会の基本的な重要事項に関して審議し、決議する。
 - 3 総会は、会員の3分の1以上の請求、もしくは、理事会の決定があれば、会長は招集しなければならない。
 - 4 理事会は、会長・副会長・理事で組織し、年2回以上、必要に応じて理事長が招集する、議長は、理事長があたり、総会の決定事項の執行ならびに協議会の運営及び重要な事項に関して協議し、決定する。
 - 5 事務局会議は、事務局長・事務局員で組織し、月1回以上、必要に応じて事務局長が招集する。議長は、事務局長があたり、会務を円滑に進めるための事務等について討議し、その処理を行う。
 - 6 総会がやむを得ない事情により招集できないとき、または総会の議に討すべき時間がないときは、会長は、理事会を総会に代えることができる。
 - 7 顧問は、必要に応じて会議に出席し、適時必要な指導・助言を行うことができる。
 - 8 議案の成立は、それぞれの会議の出席者の過半数とする。

(各種専門部会)

- 第10条 本会の事業活動の推進に資するため、必要と認められた時、必要に応じて、各種専門部会（事業別、競技種目別等）を設けることができる。
- 2 各種専門部会の細則については、別に定める。

(地域別組織)

- 第11条 協議会の円滑な運営に資するため、必要と認められた時、協議会の下に必要に応じて、地域別組織（地区協議会等）を設けることができる。
- 2 地域別組織の細則については、別に定める。

第四章 財政および会計年度

(財政)

第12条 本会の財政は、「NPO 法人日本障害者スポーツ指導者協議会」登録者以外の年会費、近畿ブロック障害者スポーツ指導者協議会からの助成金および補助金、寄付金等をもってこれに充てる。

- 2 会費は、原則として無料とする。ただし、「NPO 法人日本障害者スポーツ指導者協議会」に登録していない者については、年会費として、1,000円を納めるものとする。

(会計年度)

第13条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第五章 会員の登録および登録抹消

(登録年度)

第14条 会員の登録(加入)および登録抹消(退会)の取り扱い年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(登録抹消)

第15条 会員の退会事由は、次のとおりとする。

- (1) 本人より退会の申し出があったとき。
- (2) 本会の名誉を著しく汚すなど、会員としての適格性を欠くものと理事会が認めたとき。

第六章 その他

(その他)

第16条 この会則に定めない事項は、会長が理事会に諮り決定する。

- 2 緊急を要する事項は、会長もしくは理事長が理事会に諮り決定する。但し事案により会長もしくは理事長が決定することができる。

- 3 前項において理事長が決定した事項は、遅滞することなく、その旨を会長に報告しなければならない。

第七章 付 則

(会則の変更)

第 17 条 この会則の変更は，総会において出席者の過半数以上の同意を必要とする。

(会則の施行)

第 18 条 この会則は，平成 17 年 4 月 17 日から施行する。